

名張中央公園トイレ改修設計業務委託

特記仕様書

名張市都市整備部営繕住宅室

1:番 号 令和 2 年度 () ス第 20022 号

2:委 託 名 名張中央公園トイレ改修設計業務委託

3:場 所 名張市 夏見 地内

4:履 行 期 限 令和3年1月8日まで

5:計画施設概要・設計条件

1)計画施設概要(詳細は協議により決定する)

計 画 施 設	設 計 概 要
下記施設の便所等 ・勤労者福祉会館 ・野球場横便所 ・夏見廃寺前便所 ・陸上競技場入口便所 ・陸上競技場器具庫横便所 ・市民プール管理棟便所	下記項目の設計業務及び積算業務 一式 ・勤労者福祉会館内便所の改修及び公共下水道接続、既設浄化槽を消防水利へ改造 ・野球場横便所、夏見廃寺前便所の改修及び公共下水道接続、既設浄化槽撤去 ・陸上競技場入口便所の解体撤去 ・陸上競技場器具庫横便所を廃止し、倉庫に改修 ・市民プール管理棟便所の改修及び公共下水道接続、既設浄化槽を消防水利へ改造

3)設計条件等

- ・工事に伴い各関係機関(市・県・国・消防及び電気、水道、下水道等全て)との事前協議、申請書等作成・提出・訂正・受理等全て本契約に含むこととし、契約後速やかに工事に支障のないよう十分な協議を行うこと
- ・原則、受注者にて施設管理者と連絡を取り協議の場を設定すると共に、軽微な内容については直接協議を行い、内容については随時監督員に書面にて報告すること
- ・設計に際しては詳細な現地調査を行い、設計図面に反映すること。

6:委 託 内 容

- 1) 設計条件の整理
- 2) 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議
- 3) 上下水道、電力等の供給状況の調査及び関係機関との協議
- 4) 要求等の確認
- 5) 建築設計
- 6) 電気設備設計
- 7) 機械設備設計
- 8) 都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法に基づく申請書の作成及び手続き
- 9) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給事業者への申請書等の作成及び手続き
- 10) 工事費積算業務
- 11) その他、法令等に係る申請書作成及び手続等の本設計に必要な業務
- 12) 下記10に示す成果品の作成
- 13) 上記業務に必要な関係公官庁協議、現地調査、立会い、設計審査協議、地元協議への参画、各種打合せ等の業務

7:業 務 の 実 施

1)一般事項

- a: 設計業務は提示された設計条件、関係法令及び下記適用基準等によって行う
 - b: 実施工程表を提出すること
 - c: 毎月履行状況報告書を提出すること
 - d: 関係官庁及び部署との打合せは必要に応じて行い、速やかに記録を作成し提出すること
 - e: 本計画施設の設計にあたり、現地調査を入念に行うこと
 - f: 工事における重機の据付位置・動線、材料等の搬出入経路、仮囲い、足場等を十分検討のうえ、仮設計図を作成し、指定仮設も含め設計図書として整備すること
 - g: 必要に応じて計画段階で設計内容の確認を行う場合は、会議の場において本業務の受注者は図面等の資料を作成し、出席及び説明等を行なうこと
- 2) 適用基準等(図書は最新版とする)
- a: 共通
 - ・建築設計基準及び同解説
 - b: 設計
 - ・公共建築工事標準仕様書及び監理指針(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・建築設備設計基準
 - c: 積算
 - ・建築工事内訳書標準書式・同解説
 - ・公共建築工事積算基準 平成31年度版
 - ・平成27年基準 公共建築工事積算基準の解説(建築工事編、設備工事編)
 - ・刊行物(採用地域の優先順位: ①伊賀、②津、③四日市、④三重、⑤名古屋、⑥大阪、⑦東京・全国)
 - ・見積書、カタログ(原則三社以上にて比較すること)
 - ・単価決定図書及び積算算出根拠図書の写し(該当箇所マーキング)を提出すること
- 3) 成果品の提出について
- 成果品は種類ごとに見やすくインデックスを添付すること。また、委託期間終了の10日前までに仮提出し、監督員の確認を受けること(図面は縮小版で可)
- 4) 成果品の取り扱いについて
- 提出された成果品については、工事中の施工図及び完成図の作成、完成後の維持管理、改築、増築、改修等、発注者が自由に公表または使用することができるものとする
- 5) その他
- ・本仕様書に記載されていない事項は、必要に応じて、発注者と受注者の協議により定める
 - ・受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけない
- 8: 管理技術者等及び再委託
- ・管理技術者、照査技術者、電気設備担当者、機械設備担当者を配置し報告すること(実務経験経歴書を提出)。※建築士事務所登録のない事務所への再委託は不可
 - ・打合せ会議には必要に応じて各担当者が出席すること
 - ・管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする
 - ・照査技術者は、成果品の内容の技術上の照査を行い、照査を行った事項等について委託完了時に照査技術者による報告書を提出すること
 - ・管理技術者及び照査技術者の資格は「一級建築士」とし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない
 - ・受注者は、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明及び第24条の8に規定する書面及び業務計画書を提出すること
 - ・電気設備担当者、機械設備担当者は再委託でもよいものとするが管理技術者責任の下で業務を行うことし管理技術者はその内容を全て把握すること。
 - ・受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない
 - ・再委託先は指名停止期間中であってはならない
 - ・設計業務を行う再委託先は建築士事務所登録を行っていることとし、建築士事務所登録証及び担当者の資格免状の写しを提出すること。また、設備設計補助業務を再委託する場合は、建築設備士を有する者とする。コピー、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く)、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合はこの限りでない。このとき、再委託をした場合はその委託契約状況が確認できる書面(注文書等)の写しを提出すること。(建築士でなければならない設計以外の業務であっても提出すること)

9:資料の貸与及び返却

- 1)貸与資料：一部設計図
- 2)貸与期間：委託期間中
- 3)返却時期：委託期間終了時

10:成 果 品

	項 目	提出部数	製本等	備 考
1	計画施設に関する実施設計図書 一式	原図 1 部 (要押印)	A2 二つ折り1部 A3 二つ折り1部 (背、表紙は刻 印文字)	・原図には携わったすべての設計 者が押印すること ・図面は JWW データ及び PDF デー タで1部提出 (データは成果品と同レベルで出力 できるよう調整すること)
2	工事予算書	1 部		・Excel にて作成し、共通費算定書 を添付して提出。
3	数量計算書	1 部		
4	単価決定根拠資料	1 部		・刊行物等原本(マーキング)
5	見積書、カタログ等	1 部		・見積書、カタログ等の比較表を作 成すること ・ <u>実勢価格の調査を行い掛率決定 すること。また、その報告書も作成 すること</u>
6	各種技術資料	1 部		
7	打合せ記録簿	1 部		上下水道部、消防との協議等をす べて含む
8	法令等に基づく申請図書及び許可書	1 部		
9	契約書、本特記仕様書に記載のある書類	1 部		
10	その他、指示する書類	指示による		

※ 上記 2 ～ 10 については、1 冊のファイルに綴って提出すること。(目次及び見出し等をつけること)

※ 上記成果品のうち電子データにて納品できるものは、提出部数以外に CD-R にて1部提出すること

11:そ の 他

- ・委託期間中に行う設計審査の資料作成及び会議に出席すること
- ・工事予算書については、共通費算定書を作成し、予定工事費内に収めて提出すること。なお、予定工事費を超過している場合は受注者にて設計内容等検討を行い、監督員と協議を行うこと。
- ・概算工事費を12月7日までに作成し、設計審査に必要な資料を作成して提出すること。
- ・本仕様書に特記なき事項は三重県業務委託共通仕様書に準じる
- ・業務完了後、図面等成果品に不備が発見された場合は、受注者は発注者の指示により迅速且つ誠実にこれを修正すること。不備によって発注者及び工事受注者等に損害を与えた場合は受注者の責任において損害賠償を行うこと。また、それに備えた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じること